

利用権設定（経営受委託、移転及び転貸を除く）関係

1. 各筆明細

利用権の設定を受ける (借り手) の氏名及び住所		住所				氏名 (自署) 印				電話番号				
利用権を設定する者 (貸し手) の氏名及び住所		住所				氏名 (自署) 印				電話番号				
利用権を設定する土地				設定する利用権					利用権設定等促進 事業の実施により 成立する利用権の 設定等に係る当事 者間の法律関係	貸借 期間 3年 6年 10年	利用権を設定する土地以外の 権限者等			
所在 (亀山市)		地番	地目	面積 (m ²)	の 利 用 種 類 の 利 用 権	内 容 作 目	存続期間(3・6・10年)				借 賃	借 賃 の 支 払 方 法	住 所	氏名又 は名称
大字	字						始 期	終 期						
							. .25	. .24						
この計画に同意する。														
利用権の設定を受ける者 (借り手)				住所				(自署) 氏名 印						
利用権を設定する者 (貸し手)				住所				(自署) 氏名 印						
利用権を設定する者以外の者で利用権を設定する 土地につき所有権その他の使用収益権を有する者				住所				(自署) 氏名 印						

2. 共通事項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

(1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受けた者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

(2) 借賃の減額

利用権の目的物（以下「目的物」という。）が農地である場合で、1の各筆明細に定められた借賃の額が、災害その他の不可抗力により借賃より少ない収益となったときは民法609条によりその収益の額に至るまで、乙は甲に対し借賃の減額を請求することができる。減額されるべき額は、亀山市、甲及び乙が協議して定めるものとし、必要に応じて農業委員会の意見を聞くものとする。

(3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

(4) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市町村に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

(5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

(6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業灾害補償法（昭和22年法律第185号）に基

づく共済掛け金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の負担金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

(7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、その満了の日から60日以内に、甲に対して目的物を現状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増加額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増加額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増加額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申し出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増加額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

(8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真に、やむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙、及び市町村が協議して定める。

3. 利用権の設定等を受ける者（借り手）の農業経営の状況等

氏名又は名称			性別		年齢	歳	農作業従事日数	日
利用権の設定等を受ける土地の面積	利用権の設定等を受ける者が耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積	利用権の設定等を受ける者の主たる経営作目	利用権の設定等を受ける者の世帯員（構成員）の農作業従事及び雇用労働力の状況				利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養の状況	利用権の設定等を受ける者の主な農機具の所有の状況
			世帯員（構成員）	農業従事者		雇用労働力（年間延べ日数）		
農地	m ²	農地	男	農業専従者	人			
採草放牧地	m ²	採草放牧地	人	農業補助者	主として農業に従事する者 人			
その他	m ²		女	従として農業に従事する者	人	人日		

